

令和2年10月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち踏み台(アルミニウム合金製)1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)2件、
電気冷凍庫1件、センサー(融雪装置用)1件、自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000477	令和2年9月27日	令和2年10月1日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	GQ-2437WSO	ノーリツ株式会社	火災	店舗で当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000473	令和2年9月9日	令和2年10月1日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	工場で当該製品を使用中、転倒し、右足を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202000474	令和2年9月20日	令和2年10月1日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202000475	令和2年9月21日	令和2年10月1日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000476	令和2年9月20日	令和2年10月1日	電気冷凍庫	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202000478	令和2年9月15日	令和2年10月2日	センサー(融雪装置用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和2年10月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000479	令和2年1月20日	令和2年10月2日	自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、段差を降りたところ、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月23日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし